

## 1. 議事日程

[平成21年第4回安芸高田市議会12月定例会第10日目]

平成21年12月18日  
午前10時 開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第89号 土地改良事業計画概要について【下甲立地区】  
日程第3 議案第90号 土地改良事業計画概要について【桑田地区】  
日程第4 議案第92号 安芸高田市有住宅管理運営基金条例  
日程第5 請願第2号 障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願  
日程第6 発議第9号 障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める意見書について  
日程第7 発議第10号 住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書について  
日程第8 発議第11号 「非核日本宣言」を求める意見書について  
日程第9 閉会中の継続調査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
----	------	----	------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市	長	浜	田	一	義	副	市	長	藤	川	幸	典
教	育	佐	藤		勝	総	務	企	画	部	長	重
市	民	山	本	数	博	福	祉	保	健	部	長	廣
産	業	金	岡	英	雄	建	設	部	長	廣	政	克
消	防	光	下	正	則	教	育	次	長	田	丸	孝
会	計	立	田	昭	男	八	千	代	支	所	長	本
美	土	長	井		敏	高	宮	支	所	長	宮	木
甲	田	深	本	正	博	向	原	支	所	長	三	上
総	務	沖	野	文	雄	行	政	経	営	課	武	岡
政	策	竹	本	峰	昭							隆
												文

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事	務	局	長	益	田	博	志	事	務	局	次	長	西	原	裕	文
主	任			倉	田	英	治									



午前 10時00分 開議

○藤井議長 それでは、皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
事務局長、益田博志君。

○益田事務局長 諸般の報告をいたします。  
監査委員より平成21年12月10日付で平成21年度定期監査の結果に関する報告書の提出がありました。写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番前重昌敬君及び2番 石飛慶久君を指名いたします。  
続いて、本日の会議の運営について、本日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、金行哲昭君。

○金行議会運営委員長 平成21年第4回定例会の運営につきまして、本日、議会運営委員会を開催し、次のとおり日程を追加を決定しましたので、報告します。  
文教厚生常任委員会に付託されました請願、及び文教厚生常任委員会並びに総務企画常任委員会で審査されました陳情等につきまして、それぞれ意見書3件、発議案として提出されることになりましたので、以上、報告を終わります。

○藤井議長 以上で議会運営委員長の報告を終わります。



日程第2 議案第89号 土地改良事業計画概要について【下甲立地区】

日程第3 議案第90号 土地改良事業計画概要について【桑田地区】

日程第4 議案第92号 安芸高田市有住宅管理運営基金条例

○藤井議長 日程第2、議案第89号「土地改良事業計画概要について」【下甲立地区】の件から、日程第4、議案第92号「安芸高田市有住宅管理運営基金条例」までの3件を一括して議題といたします。  
本3件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。  
産業建設常任委員長、秋田雅朝君。

○秋田産業建設常任委員長 御報告を申し上げます。

平成21年12月9日付で本委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

12月15日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。審査の概要は、次のとおりです。

付託されました3議案のうち、議案第89号は、土地改良事業計画概要、下甲立地区についての案件です。執行部から本案の計画概要について補足説明を受け、審査をいたしました。

委員からの質疑は、3億8,000万円の概算費用に対する市の予算措置と事業期間が延びた場合の地元負担ほかの質疑があり、執行部から、採択はこれからではあるが、補助事業の概算要望は済んでおり、事業期間は5年間でやり切るようにとの国の指導があり、期間が延びた場合、それに対しての補助金は出ないとの答弁と、圃場整備後も地元と協議し、指導を継続していくとの答弁がありました。

また、委員から、今井谷川に関する要望を行ってきている、せっかく圃場整備をしても河川の二次災害に遭ってはいけないので、今回の機会を利用してぜひとも市としても県へ強く要望を行っていただきたいとの意見がありました。

また、執行部から、合併前からの長い圃場整備の歴史の中で、本事業は市内では最後のものになるかと思う。58戸の皆さんの意思結集、熱意の集積により事業が立ち上がったところであるので、事業の推進について理解を求めたいとの答弁がございました。

次に、議案第90号は、同じく土地改良事業計画概要についての案件で、執行部から、前議案第89号と同様に補足説明を受けました。本案は、市内美土里町の桑田地区において平成22年度から事業実施される農業用揚排水施設、暗渠排水、鳥獣被害防止施設の整備の計画概要を定めるものです。

委員からの質疑は、事業費の負担の予定基準と法人化組織についてや法人化事業に対する市の考え方についてが主なものであり、執行部から、本事業は国庫補助事業であり、負担区分は決まっている、桑田地区は平成14年11月に法人が立ち上がっており、本事業については法人化がされているというのが事業要件になっています。また、法人化や鳥獣被害防止について市として対策をつくっていかねばと考えており、桑田地区が先例となるので、できるだけ全市に広げていきたいとの答弁がありました。

その他、シートパイプ工法による維持費を安くする方法についての質疑があり、執行部から、個人の所有の土地であり、負担増を伴うものがあるので行政が決めることはできないが、行政として案内をすることはあるとの答弁がありました。

議案第92号は、安芸高田市有住宅管理運営基金条例に関する案件です。執行部から補足説明を受け、審査をいたしました。

審査の中で、委員から、平成22年度の住宅管理に係る必要経費はどのくらいかとの質疑があり、執行部から概算で3,700万円から3,800万円の年間の必要経費を考えているとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論、採決を行いました結果、付託を受けました3件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第89号から議案第92号までの3件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本3件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、本3件を一括して起立により採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本3件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 請願第2号 障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願

○藤井議長 日程第5、請願第2号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願」の件を議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 御報告申し上げます。

平成21年12月9日付で本委員会に付託されました請願の審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました請願第2号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願」につき、12月16日に文教厚生常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

本請願の内容は、さきの国会で障害者自立支援法制定時に附帯決議となっていた施行3年後の見直し案や、障害者虐待防止法案が廃案となったこと、また厚生労働大臣から障害者自立支援法の廃止宣言があったが、

それにかわる新たな法律や制度を初め、22年度以降の障害者の福祉の方針や施策についての明快な方針がいまだ示されておらず、障がい者やその家族を初め、多くの関係者が不安な日々を送ることを余儀なくされているので、平成22年度の障害福祉の諸施策が混乱も停滞もなく推進されるよう国に要請することと、また本市における本年度までの障害者福祉施策の状況を踏まえ、平成22年度において施策の充実を求める内容でした。

審査の過程において、委員から出された意見として、国政の変動により障がい者の皆さんに非常に負担がかかっていることは事実である。本市議会としても、国に対して要請していくべきだという意見や、国が障害者自立支援法の代替案をいち早く示すよう強く要請するべきだという意見が出されました。

また、安芸高田市への請願事項については、本市における実効性ということになると財政がどうしても絡むので、早期に解決しなければならないこともあるが、十分に協議して実現の可能性を探る必要があるという意見や、財政の問題があるが、末端行政として市民の目線で物事を考える観点からも要望内容を十分承知することができ、執行部との今後の協議で取り計らってほしいとの意見がありました。

慎重に審査し、採決した結果、採択と決しました。また、執行機関に対して処理の経過と結果の報告を請求することが適当であると決しました。以上、報告をいたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、請願第2号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願」に対する討論を行います。本件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、請願第2号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、請願第2号を採択することは、可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 発議第9号 障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める意見書について

○藤井議長 日程第6、発議第9号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施

策を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 青原敏治君。

○青原議員 発議第9号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める意見書について」の提案理由の説明を行います。

先ほど採択されました障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める請願書にありますとおり、障害者自立支援法の制定時に附帯決議となっていた施行3年後の見直し案が国会に提案されていたにもかかわらず、政局の動向により審議されることなく廃案となったこと、障害者虐待防止法案も同様に廃案となったこと、長妻厚生労働大臣から障害者自立支援法の廃止宣言があったが、この法にかわる新たな法律や制度を初め、来年度以降の障害者の福祉の方針や施策についての説明はなく、今日に至ってもいまだ明快な方針が示されていないことなどから、障がい者、またその家族を初め、多くの関係者が大変不安な日々を送ることを余儀なくされている現状があります。

こうした状況を踏まえ、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対し、障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める意見書を提出するものであります。何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第9号「障害者が安心して地域で暮らすための当面の施策を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第10号 住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書について

○藤井議長 日程第7、発議第10号「住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 青原敏治君。

○青原議員 発議第10号「住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書について」の提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件、医師・看護師・介護職員の人材確保、地域医療・介護の確立を求める陳情書について、12月16日に委員会を開催し、審査した結果、採択いたしました。

この陳情を踏まえ、医師、看護師、介護職員の養成増や夜勤、当直日数の規制、賃金水準の改善などについて国による法制度改善等を通じ、就業者の大幅増員を進めること、患者、利用者の命と安全を守るため、こうした制度改善や諸事についてそのコストは最大限国が保障することなどについて求める意見書を政府に対し提出するものです。何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願い申し、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第10号「住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第11号 「非核日本宣言」を求める意見書について

○藤井議長 日程第8、発議第11号「非核日本宣言」を求める意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 発議第11号「非核日本宣言」を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

2010年に開かれる核不拡散条約再検討会議を半年後に控え、核兵器のない世界を実現するために、国内外で新たな準備が開始されています。今日もなお世界では地域紛争が勃発し、社会情勢はいまだに緊張の度を加えつつあり、核の存在は、世界平和と人類の生存に対する脅威として依然大きな不安をもたらしていることは、憂慮にたえないところであり

ます。

安芸高田市は、平成17年3月7日に世界最初の被爆県に存在する自治体として、再び被爆の惨禍を繰り返させないことを全世界へ強く訴えるとともに、命の尊厳を深く認識し、非核三原則の堅持を願い、一刻も早い核廃絶と世界の恒久平和を希求する平和都市宣言をいたしております。日本政府が核兵器廃絶の提唱、促進と非核三原則の堅持を求めて内外で宣言し、核兵器のない世界実現のために共同の努力を呼びかけるよう、議会として意見書を提出するものであります。何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第11号「非核日本宣言」を求める意見書についての件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 閉会中の継続調査の件について

- 藤井議長 日程第9、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から審査中の案件及び所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員